

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和6年度
計画主体	広島県坂町

坂町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 坂町 総務部 企画財政課
所在地 広島県安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1番1号
電話番号 082-820-1507
FAX番号 082-820-1522
メールアドレス sangyo@town.saka.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、タヌキ、カラス、ヌートリア、サル、シカ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	坂町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度見込）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲、野菜	被害状況は把握していない
タヌキ	水稲、野菜	被害状況は把握していない
カラス	野菜	被害状況は把握していない
ヌートリア	水稲	被害状況は把握していない
サル	水稲、野菜	被害状況は把握していない
シカ	野菜	被害状況は把握していない

(2) 被害の傾向

<p>坂町の鳥獣被害については、年間を通じて町内全域に農作物被害が発生しており、特に、イノシシによる農作物への被害は深刻で、耕作者の意欲を減退させている。被害の状況については、自家消費の小規模な農家がほとんどであり、全てを把握することは困難である。</p> <p>また、近年、山に隣接した住宅地等にサルが多数出没している。</p>

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和5年度見込）	目標値（令和8年度）
イノシシ	被害状況は把握していない	被害なし
タヌキ	被害状況は把握していない	被害なし
カラス	被害状況は把握していない	被害なし
ヌートリア	被害状況は把握していない	被害なし
サル	被害状況は把握していない	被害なし
シカ	被害状況は把握していない	被害なし

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・坂町有害鳥獣駆除班による駆除。 ・駆除班員には「くくりわな」を配布。 ・駆除班員の捕獲に対して捕獲報奨金を支払い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・サルの出没が常態化しつつあり、被害の拡大が懸念されるが、ノウハウがなく対処が難しい。 ・駆除班員が高齢化しており、人材が不足している。 ・殺処分した大型獣(イノシシ等)の処分に際し、自己消費以外の場合、焼却施設への搬入や埋設となる。焼却施設に搬入できる規格に合わせて解体する必要があり、埋設の場合は生態系への配慮から場所の選定や掘削が必要であり、駆除班員の負担が大きい。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・防除施設の設置に対する補助金の支給。 ※事業経費の1/2の額を予算の範囲内で補助。(限度額あり) ・坂町HP『イノシシの生態・対策について』を作成し、被害防止等に関する周知。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防除施設の設置だけでは被害に遭うこともあり、完全な防除ができていない。
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・専門業者によるサルの生態や、個人で行える防除対策についての講習会を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・駆除班員のみでなく、住民も含めて有害鳥獣の特性や防除方法についての知識を共有し、一体となって対策する必要がある。

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> ・坂町有害鳥獣駆除班員の捕獲に対して引き続き町からの捕獲報奨金を交付する。また、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、対象獣種を捕獲した場合は、加えて捕獲経費を支給することで活動を支援し、町民が安心して暮らせる町づくりに取り組む。 ・鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、中間支援組織等による駆除班員や住民向けの講習会を実施し、有害鳥獣の特性や防除方法についての知識を普及する。 ・鳥獣被害防止総合交付金を活用し、中間支援組織等に委託してGISを活用した被害状況データベース作成、GPSを活用した出沒状況等現地調査を実施し、効果的な駆除活動を目指す。 ・坂町広報紙で坂町有害鳥獣駆除班への新規加入募集を行い、高齢化している駆除班員の若返りを図る。
--

・ 耕作者に対し、防除施設設置の推奨や、設置に関する助言等を行い、地域住民が主体となった有害鳥獣を寄せ付けない集落づくりを目指す。

・ 坂町有害鳥獣駆除対策協議会を中心に、引き続き関係団体等の協力を得ながら被害防止に努める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

坂町有害鳥獣駆除班規約により、捕獲実施体制として駆除班を整備しており、班員で担当地域を決め、銃器又はわなを使用した捕獲を行う。

駆除班員の内、鳥獣被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者を鳥獣被害対策実施隊員として任命しており、サルの囲いわなの設置や、市街地へ出没した有害鳥獣の捕獲を実施隊の活動と位置付けている。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
6年度	イノシシ、タヌキ、カラス、ヌートリア、サル、シカ	サルの囲いわな購入・設置と併せてGPSを活用したデータ分析やGISを活用した被害状況データベース作成し、複合的な対策を目指す。
7年度	イノシシ、タヌキ、カラス、ヌートリア、サル、シカ	必要な資機材を導入し、駆除班及び実施隊が利用する。
8年度	イノシシ、タヌキ、カラス、ヌートリア、サル、シカ	必要な資機材を導入し、駆除班及び実施隊が利用する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
広島県鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画をふまえ、適正な駆除を実施していく。具体的には、被害発生予察に基づき、毎年度作成する有害鳥獣駆除実施計画により実施する。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
イノシシ	121頭	103頭	101頭
タヌキ	14頭	29頭	12頭
カラス	—	—	—
ヌートリア	—	—	—
サル	—	—	—
シカ	1頭	3頭	1頭

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	130頭	130頭	130頭
タヌキ	20頭	20頭	20頭
カラス	—	—	—
ヌートリア	—	—	—
サル	50頭	50頭	50頭
シカ	10頭	10頭	10頭

捕獲等の取組内容
駆除班と捕獲方法、捕獲時期及び場所について協議を行い、銃器又はわなを活用した捕獲を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
坂町	捕獲許可権限の委譲済み。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
—	—	—	—

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	防護柵の適正管理や老朽化している柵の修繕について引き続き周知を行う(広報、ホームページ)	防護柵の適正管理や老朽化している柵の修繕について引き続き周知を行う(広報、ホームページ)	防護柵の適正管理や老朽化している柵の修繕について引き続き周知を行う(広報、ホームページ)

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

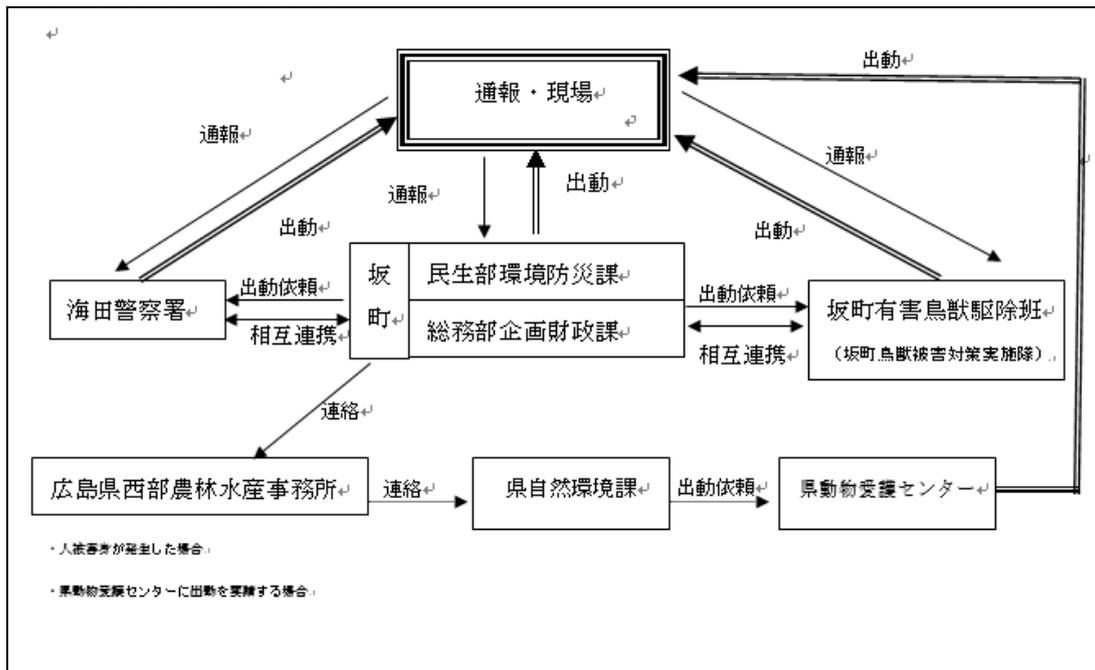
年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	全て	有害鳥獣出没の契機となる放任果樹について、所有者等へ除去の働きかけを行う。 駆除班員や住民向けの講習会の実施、資料をホームページ等に掲載することで、被害防止に関する知識の普及を行う。
令和7年度	全て	有害鳥獣出没の契機となる放任果樹について、所有者等へ除去の働きかけを行う。 被害防止に関する資料をホームページ等に掲載することで、知識の普及を行う。
令和8年度	全て	有害鳥獣出没の契機となる放任果樹について、所有者等へ除去の働きかけを行う。 被害防止に関する資料をホームページ等に掲載することで、知識の普及を行う。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
坂町総務部企画財政課	関係機関への連絡、有害鳥獣駆除班出動依頼、海田警察署との相互連携、広島県西部農林水産事務所へ情報提供
坂町民生部環境防災課	関係機関への連絡、防災行政無線による注意喚起、海田警察署との相互連携
広島県西部農林水産事務所	坂町、自然環境課へ情報提供
海田警察署	住民へ避難・誘導等の指示
坂町有害鳥獣駆除班 (坂町鳥獣被害対策実施隊)	対象鳥獣を追い払い、捕獲

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の処理については、捕獲後、原則持ち帰ることとし、適切な処理施設での焼却や、生態系に影響しない適切な方法での埋設処分又は自家消費等の食肉利用等を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし。
ペットフード	該当なし。
皮革	該当なし。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	該当なし。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	坂町有害鳥獣駆除対策協議会
構成機関の名称	役割
坂町総務部	事務局、協議会に関する連絡調整
坂町民生部	被害防止対策への協力
坂町農業会議	農作物等の被害対策に関する協議
坂町有害鳥獣駆除班	捕獲実施体制

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
広島県農林水産局農業技術課	鳥獣被害防止等に関する助言及び情報提供
広島県西部農林水産事務所 (林務第一課、農村振興課)	鳥獣被害防止等に関する助言及び情報提供
海田町	有害鳥獣に関する情報提供
熊野町	有害鳥獣に関する情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

名称	構成員	人数	内容
坂町鳥獣被害対策実施隊	坂町鳥獣被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者	8名	有害鳥獣の捕獲、農家等への防除対策に対する指導助言、その他鳥獣被害防止対策に関すること。

令和6年3月4日

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

坂町有害鳥獣駆除対策協議会が中心となり、各種団体等と連携して取組を進めていく。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止施策を実施していく中で、野生鳥獣との共存・共生に配慮し、鳥獣の生息環境の整備及び保全を推進していくことも重要であることから、被害防止施策及び鳥獣保護施策の両面で、関係機関等との連携を密にして施策を推進していく。